

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			健康福祉局保健事業課 担当者名 <small>ふりがな</small> 齋藤 <small>さいとう</small> 茉莉 <small>まり</small> 電 話 671-2454

設 計 書

1 委 託 名 横浜市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査等業務委託

2 履 行 場 所 受託者に一任

3 履行期間 期間 _____ 日以内
又は期限 期限 令和4年1月31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____ 場所)

7 委 託 概 要
市内施設の受動喫煙防止対策に関するアンケート調査の実施
(調査票の印刷・送付、データ入力、データ集計ファイルの作成、
入力済データの集計・分析、調査報告書作成)

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名称	形状 寸法等	数 量 (概算数量)	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)		摘 要
調査票等作成・印刷		(15,000)	件				
封筒作成(送付用)	長 3	(15,000)	件				
封筒作成(返信用)	長 3	(15,000)	件				
調査票封入・封緘		(15,000)	件				
調査票郵送		(15,000)	件				
データ入力		(7,500)	件				回収率 50%見込み
入力済データの集計 ・分析		1 式					
調査報告書等の作成		1 式					
合計							
消費税							
総計							

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 件名

横浜市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査等業務委託

2 履行期限

令和4年1月31日

3 趣旨

望まない受動喫煙をなくすことを目的として改正された健康増進法が全面施行されたことを受け、本市の地域状況に応じた施策を検討し実施することを目的として、市内の施設における受動喫煙防止対策の実態の把握・分析を行う。

4 業務内容

横浜市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査の実施

(1) 対象施設

健康増進法にて定義されている第一種施設（抽出調査【学校、医療機関、行政機関、児童福祉施設等】）及び第二種施設（抽出調査【飲食店、ホテル、旅館、ゲームセンター、カラオケボックス、マージャン屋、パチンコ店等】）

(2) 調査施設数

約 15,000 件（契約決定後に委託者が提示するリストから抽出）
回収率：50%（見込）

(3) 調査票

質問数 10 問程度、調査票仕様 A4 版 5 頁程度

(4) 調査方法

郵送調査・横浜市電子申請システムによるオンライン調査

※調査票は郵送するが、回答は郵送に加え、横浜市電子申請システムからの回答も受付。

5 委託内容

(1) 調査協力依頼文・調査票の作成、印刷

調査協力依頼文・調査票は、その文面について受託者と委託者が協議の上で作成する。
委託者が別途指示する様式により、受託者が必要部数を印刷する。

(2) 調査票等送付封筒の準備

ア 対象施設の抽出

受託者が、委託者が提供するリスト等を利用し、18 区の施設数等を考慮して行う。

イ 送付用封筒

送付に使用する封筒は、必要部数を受託者が準備する。封筒の仕様は長 3 とする。

封筒の表面には、委託者が別途指示する様式を表示する。抽出した対象施設を調査用封筒に印字する。

ウ 返信用封筒

返信に使用する封筒は、必要部数を受託者が準備する。封筒の仕様は長3とする。封筒には、委託者が別途指示する料金受取人払郵便の情報を印刷する。また、料金受取人払の申請にあたり、委託者が別途指示する様式により封筒見本を作成する。

(3) 調査の実施

ア 調査協力依頼文・調査票の送付

調査協力依頼文・調査票1部ずつを1セットとし封入・封緘する。送付は受託者が行うものとし、郵送費用は受託者の負担とする。

(ア) 送付時期

9月中下旬（予定）

(イ) 調査期間

3週間程度

(ウ) 調査票の回収

郵送された調査票の回収は料金受取人払の郵便により行い、返信先は委託者とする。委託者は、受領した返信用封筒を未開封のまま受託者に引き渡すものとする。

引渡しのは時期は、受託者と委託者が協議の上で決定するものとし、受託者は引き取りに来ること。

イ データ入力（調査票回収後随時）

回収した調査票と委託者が電子申請システムを使って行う調査分の回答票（委託者より随時提供）の回答データ入力（記述回答分を含む）。

ウ 入力済みデータの集計および分析

(ア) 単純集計

全質問項目について単純集計を行う。

(イ) クロス集計

委託者が別途指定する項目について、クロス集計を行う。

エ 回収した調査票原本のファイリング及び返還

処理が完了した調査票原本については、委託者の指示に従いA4ファイル（受託者にて用意）にファイリングし、受託者が責任を持って保管することとし、それらをすべて、履行期限までに担当課宛に持込みにより返還すること（郵送不可）。

オ 調査報告書等の作成

本調査の調査結果と委託者が別途調査した結果及び、分析を記載した報告書を作成する。報告書には、委託者が別途指示する図表を20点程度掲載する。また、報告書の内容をExcelファイルで作成する。

6 成果品

成果品が電子データである場合、CD-R などに記録して提出する。

(1) 調査報告書

ア 完全版下

A 4 版紙、片面に出力印字された完全版下を 1 部

イ 電子データ

アの内容を別途 Excel 形式、PDF 形式で記録したもの 1 式

(2) 数表等データ

ア 単純集計結果 (Excel 形式の電子データ)

イ クロス集計・分析結果報告 (Excel 形式の電子データ)

(3) 実査に使用した協力依頼、調査票等

実査に使用した協力依頼、調査票、その他電子データなどの現物一式。

(4) その他必要な資料 (必要部数)

7 成果品の帰属

(1) 業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため委託者が提供した委託者の情報であって、受託者はその内容の変更、複写、外部への提供等の内容を侵す一切の行為をしてはならない。

(2) 業務に関するすべての情報の記録等、業務遂行の結果生じたすべての情報は委託者の所有とする。

(3) 受託者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等のすべてについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

8 データの消去

受託者が用意したパソコンの中にある、この業務に関する全ての情報の記録等については、委託契約期間終了後、委託者からの依頼に基づき受託者の責任において完全に消去するものとする。

9 個人情報の保護

受託者は、この委託業務に関わる事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託者の責に起因した情報漏洩等により、第三者から本市が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受託者が負うものとする。

10 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料又は知識

を第三者に漏洩することは禁止する。

11 部分払い

なし

12 委託契約代金

契約金の支払いは、検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払います。

13 納品場所

横浜市健康福祉局保健事業課

14 その他

- (1) 本仕様書に定められていない事項については本市職員と協議の上指示を受けること。
- (2) 業務遂行にあたっての作業方法及び進行状況について、本市職員に適宜連絡すること。
- (3) 契約の履行にあたり、委託契約約款を遵守すること。